

公益財団法人 日本検疫衛生協会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本検疫衛生協会（以下「本協会」という）の定款第17条、第35条及び第36条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等の支給に関し、必要な基準を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める处による。

- (1) 役員とは、理事及び監事という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員の内、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員及び評議員の職務遂行の対価として、報酬等を支給する事が出来る。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という）に対して、理事会出席等必要の都度、定額を支払う事が出来る。
- 3 理事長及び常勤役員には、毎年6月及び12月に、特別手当を支給する事が出来る。

(報酬等の額の決定)

第4条 定款第35条の評議員会に於いて定める役員（常勤役員を含む）に対して支給する事が出来る総額は、予防接種事業収益の10%以内又は900万円のいずれかの低い額とする。

- 2 常勤役員の報酬（特別手当を除く）は月額500,000円とする。
- 3 前条第3項の理事長及び常勤役員に対する特別手当の総額は200万円以内とするが、それぞれの額は、次年度収支予算審議の理事会に於いて承認を得る事とする。

(1) 理事

理事会に出席した場合

1回 22,274円

(2) 監事	1回	22,274円
① 理事会・評議員会に出席した場合	1回	22,274円
② 理事の職務執行状況及び財産、会計について監査を実施した場合	1回	22,274円
(3) 評議員		
評議員会に出席した場合	1回	22,274円

(報酬の支給及び支給方法)

第5条 報酬の支給日及び支給方法並びに所得税、社会保険等の控除については、別に定める職員給与規程に準ずるものとし、非常勤役員等においては、理事会・評議員会出席等、必要の都度支払うものとする。

(退職手当)

第6条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、第3条第1項の額に勤務年数を乗じて得た額に、支給率（1.5）を乗じて得た額とする。

(勤続年数の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、常勤役員として引き続き在職した期間とし、任期满了後引き続き再任された場合は、引き続き在職したものとみなす。

2 勤続年数に1年未満の端数がある時は、月割計算により1年未満の端数は1月に切り上げる。

(費用)

第8条 役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものは前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤手当を支給する事が出来る。その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本検疫衛生協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。